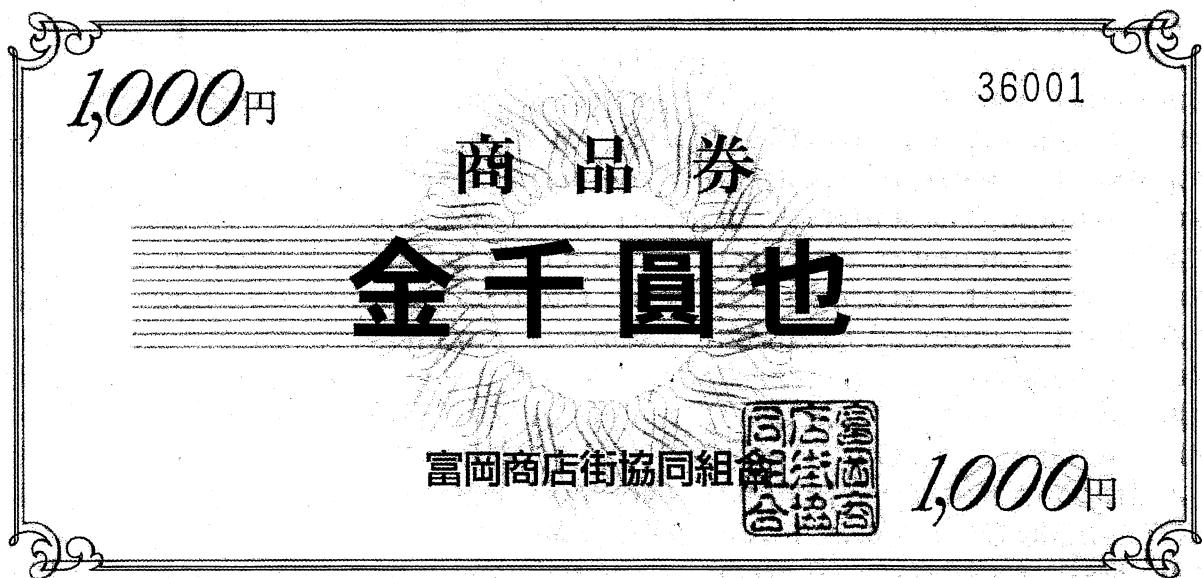


富岡商店街協同組合の
商品券をお持ちの皆さまへ

資金決済に関する法律第二十条第一項に
基づく払戻しになります。

- 払戻申出期間：令和2年1月6日（月）～ 令和2年3月31日（火）
9：00～17：00まで（土・日・祝日は除く）
※上記期間内に申出がない場合は、本払戻手続から除斥されます。
- 当該払戻しに係る前払式支払手段の種類：商品券1,000円



- 申出の方法：下記までご連絡をお願いします。
（商品券は、持参頂くか郵送頂くようになります。）
富岡商店街協同組合（富岡町商工会内）
住所 〒979-1112 富岡町中央二丁目111
TEL 0240-22-3307 FAX 0240-22-5646
- 払戻しの方法：所定の用紙に必要事項をご記入いただいた後、指定口座へお振込みいたします。

発行者：富岡商店街協同組合